

2012年11月19日

外務大臣 玄葉光一郎様  
軍縮不拡散・科学部長 北野充様

## 国連総会第一委員会および来春のオスロ会議に関する質問書

今年の国連総会第一委員会では、2010年核不拡散条約（NPT）再検討会議の成果をふまえた重要な進展がありました。その一つは、今年5月のウィーンにおけるNPT再検討会議準備委員会に引き続き、「核軍縮の人的側面」に関する共同声明が35カ国によって発表されたことです。しかし、核兵器の非人道性とその非合法化に向けた努力強化を呼びかけたこの声明に日本は署名を拒否しました。これは、私たちに大きく落胆させるものでした。

私たちはまた、来年3月4～5日にオスロで開催される「核兵器使用のもたらす破滅的な人道の結果」に関する国際会議への準備プロセスが進んでいることを注目しています。日本は被爆国として、核兵器の非人道性を世界にしっかりと伝えていかねばなりません。政府とNGO・市民がそれぞれの責任を果たしつつ、可能な最大限の連携をはかっていくことが重要であると考えます。

このような観点に基づき、以下の通り質問いたします。11月21日の意見交換会において回答いただければ幸いです。

### 1. 国連総会第一委員会に関連して

①「核軍縮の人的側面」に関する35カ国声明に日本政府は署名を拒否しました。この理由について政府は「我が国の安全保障政策の考え方と必ずしも合致をしない内容が含まれていた」からと説明しています（2012年10月19日、参議院行政監視委員会での風間1-2政務官答弁）。具体的にどの点がどのように合致しないのかを説明してください。

同声明において「すべての国家は、核兵器を非合法化・・・するための努力を強めなければならない」という箇所が日本の安全保障政策の考え方と合致しないということでしょうか。日本政府も合意した2010年NPT再検討会議の最終文書は、「すべての国家は、核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築くための特別な努力をする必要がある」と明記しています。さらに日本政府は、自らが提出する国連決議で核兵器の全面廃絶を掲げてきました。このように日本政府は、核兵器の全面廃絶を達成するために、「必要な枠組みを築く」ことを認めています。核兵器の非合法化は、そうした「必要な枠組み」であり、そのための「努力を強化」することがなぜ日本の政策と矛盾するのでしょうか。明快な説明を求めます。

②核兵器の非合法化に関連して私たちが想起するのは、2009年に当時外相であった岡田克也・現副総理が、「核兵器の目的を核兵器使用の抑止のみに限定すべきこと、NPT非核兵器国に対する核兵器の使用を禁止すること」といった提案について強い関心を示し、米国の国務・国防両長官に対する書簡の中でも触れていたことです。暫定的な措置として、

核兵器の使用を部分的にでも禁止していくことが、核兵器非合法化へ「努力を強化する」ことになるのではないですか。核兵器非合法化に至るステップとして、日本が安全保障政策上依存している核兵器の役割を低減することについて、どのような計画をお持ちですか。

③核兵器禁止条約への交渉開始を求める「国際司法裁判所(ICJ)勧告フォローアップ決議」(L. 9)に日本は今年も棄権しました。この投票理由については日本代表は「日本は、核軍縮への交渉を誠実にやり妥結させる義務があるとしたICJ勧告的意見の全会一致の結論を支持する」けれども「核兵器禁止条約の早期締結への多国間交渉を開始することによってその義務を即時に果たすことをすべての国に求めるというのは、時期尚早である」と述べています。<sup>1</sup>

日本政府は、このような説明で同趣旨の決議に対する棄権を10年以上繰り返しています。義務はあるけれどもその義務を果たすのはいまだ時期尚早であるという議論を延々と繰り返すのは、責任の放棄と言えます。日本政府は、どのような条件が満たせば核兵器禁止条約の交渉を開始できると考えているのか、示してください。

④今年の第一委員会では、「多国間の核軍縮交渉を前進させる」という新決議(L. 46)が採択されました。これは「核兵器のない世界の達成と維持へ向けた多国間の核軍縮交渉を前進させるための提案を策定する」という作業グループを来年ジュネーブに設置するというものです。日本政府はこれに賛成し、投票説明の中で、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉に向けて取り組んでいきたい旨、述べています。<sup>2</sup>

しかし、この新決議の内容や経緯に鑑みれば、これは単にFMCT交渉のためのものではなく、より包括的な核兵器廃絶交渉のための作業グループをめざしたものであることは明らかです。この点についての政府としてのお考えと、この作業グループ設置に向けた政府としての構想や準備状況を示してください。

⑤今年の日本提出の核軍縮決議案(L. 49)が従来と変わった点、今年特筆すべき点にはどのようなことがありますか。

軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)で追求している「核軍縮の履行状況を報告する標準様式の開発」の提案を決議に入れられない理由は何ですか。

⑥その他、今年の第一委員会において、日本政府として特筆すべき展開と認識していることがあれば、教えてください。

また今年の国連での様子を含め、現在の核軍縮をめぐる世界の動きをどう分析・評価し、核兵器廃絶のためにいかなる構想を描いているのか説明してください。

## 2. 2013年3月の「核兵器の非人道的結果」に関するオスロ会議に向けて

①日本政府は、オスロ会議に向けて「唯一の戦争被爆国としての経験を生かして、是非積極的に貢献をしたいと考えている」(同上、風間政務官答弁)としています。政府として同会議に参加することを確認してください。

②オスロ会議では、核兵器の即時的影響、長期的影響、人道救援の困難性などが議論されるといわれています。日本政府としてはこうしたテーマについて、どのような貢献を行う

1 [http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com12/eov/L9\\_Japan.pdf](http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com12/eov/L9_Japan.pdf)

2 [http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com12/eov/L46\\_Japan.pdf](http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com12/eov/L46_Japan.pdf)

予定ですか。政府代表団の構成、専門家の有無、政府として報告書を提出する計画の有無、そのような専門家の人選また報告書の策定プロセスなどについて、教えてください。

③日本政府の代表団の中に、広島・長崎両市の代表者や、被爆者（非核特使）、被爆者団体代表者、NGOが推薦する原爆被害の専門家らを加えることは検討されていますか。

④オスロ会議の成果をその後どのように生かすおつもりですか。核兵器の非人道性に関する資料の翻訳や、2014年の軍縮・不拡散イニシアティブ（NPT I）広島外相会合へのリンクなどについて、現在の構想をお示し下さい。これらの過程において、NGOや被爆者団体と連携する枠組みを作ることは可能でしょうか。

以上、回答をお願いします。

核兵器廃絶日本NGO・市民連絡会  
共同世話人

川崎哲（ピースボート）

田中熙巳（日本原水爆被害者団体協議会）

朝長万左男（核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員会）

内藤雅義（日本反核法律家協会）

森瀧春子（核兵器廃絶をめざすヒロシマの会）

連絡先 03-3363-7561（ピースボート）  
[nuclear.abolition.japan@gmail.com](mailto:nuclear.abolition.japan@gmail.com)